

一八世紀中葉におけるイギリスの政治と政商

— ある毛織物商人をとおして —

「野望をもった商人にとっては、政治こそ、より大きな富への手段と社会的上昇への道とを準備するものであった。」

W. E. Minchinton

米 田 清 治

すでに別稿、「産業革命始期におけるイギリス下院の構造—ネイミア教授の見解を中心として—」（矢口孝次郎編『イギリス資本主義の展開』昭三年）においてのべておいたことであるが、ネイミア Lewis B. Namier 教授の研究によってよく知られているように、一八世紀中葉におけるイギリス政治は、「一定の政策によって統治するための権力の獲得」をその目的としてはなく、「官職 offices, places」、あるいは「利権 profits」を目的として動いていた。したがって、従来主張されてきたような「ウィッグ対トーリー」というシェーマは、この時代の議会における対立関係の理解を、まったくあやまりに導くものであって、この問題に対する解決の鍵は、「与党 Government ・対・野党 Opposition」というシェーマである。

そこで問題になるのは、なぜ、このように「官職」がもとめられたかということである。この問題は極めて重要で、かつ大きな問題であるが、特にわれわれにより多くの興味を起こさせるのは、商人にとっての「官職」ともいふべき「利権」すなわち「政府との契約 (Government contract)」あるいは「政府に対する金融 (Government finance)」の問題である。⁽¹⁾

視角をかえてみると、一七六一年の総選挙の前夜である三月十六日に発行された“Seasonable Hints from an Honest Man on the present important Crisis of a new Reign, and a new Parliament”と云ふパンフレットの「一節において、Lord Bath の秘書である John Douglas が、次のようにのべている。すなわち、「もしわれわれの下院が、商業に従事し、それを営むのに都合のよい地位を与えるためにのみ、立候補した人々で占められるようなことになれば、契約 contracts・請負 jobs・応募 subscriptions・借款 loans・送金 remittances など―これらの点で大臣たちは彼らに利益を与えることができるのであるが―は、彼らにとって誘惑物となり、それは国民を破壊におとしいれるような失費にまきこむおそれがある」とのべているが、このパンフレットに示されたような社会構造、特に政治構造と商人層との関係をあきらかにしようとするのが、私の現在の課題の一つである。

そこで、この課題に接近するための一つの方法として、ネイミア教授によってよく整理された史料が存在しているウィルトシャーの織元ブライス・フィッシャー Brice Fisher の場合をとりあげ、その経歴をたどることによつ

て Lewis B. Namier, "Brice Fisher, M. P., a Mid-Eighteenth-Century Merchant and his Connexions"⁽²⁾、すなわち「⁽³⁾」
 (以下 Namier, "Brice Fisher, M. P." 参照) English Historical Review, Vol. XL II, Oct. 1927, pp. 514-32.

昇過程」の問題、いかにえると「社会的対流現象 social amalgamation」の問題にあらながら、彼が Newcastle

公爵との関係を通じて、「政府との契約」を獲得する過程を考察していきたいと思う。

(1) Lewis B. Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, 2nd ed., 1957, (以下 Namier, *Structure of Politics* と表記) P. 51.

(2) *ibid.*, p. 45 n. 1; D. B. Horn and Mary Rasome ed., *English Historical Documents, 1714-1783* (D. C. Douglas ed., *English Historical Documents*, Vol. X), 1957, pp. 201-4. 又同書『Extract from a letter from a Gentleman in Norfolk to his friend in London, 12 Feb. 1780, quoted by J. E. D. Binney, *British Public Finance and Administration, 1774-92*, 1958, p. 8.

(3) そのほか、飯沼二郎「イギリス十八世紀の『政商』—重商主義の構造—」(『社会経済史學』二十七卷・六号) 一一七—一二七ページ参照。なお、この問題に対するケインズの方法意識については、Lewis B. Namier, "The Biography of Ordinary Men", Namier, *Crossroads of Power*, 1962, pp. 1-6 を参照。

(4) この問題については、ここでは次の文献を参照。A. Goodwin ed., *The European Nobility in the Eighteenth Century*, 1953, Chap. I, written by H. J. Habakkuk, pp. 15-20; H. J. Habakkuk, "The English Land Market in the Eighteenth Century", J. S. Bromley and E. H. Kossmann ed., *Britain and the Netherlands*, 1960, pp. 154-73.

二

さて、ブライス・フィッシャーであるが、一七六四年にウィルトシャーの Castle Combe の教会に彼が建立した記念碑からいえることがあつた。ウィルトシャーの織元 Walter Fisher の像として生れた。⁽¹⁾ 当時のウィルトシャーの織元の性格については、すべてデフォー Daniel Defoe の旅行記などによつてもあつた。それによつて「近代的な意味における "manufacturer" とはなほ「新毛の工程も、織布の工程も一般に "labouring poor" の家々において行なわれ、仕上げの工程のみが "織元 clothier" すなわち商人」の職場 mills, shops にあつて行な

わけていたのであつて、いわゆる“merchant-manufacturer”的な性格をもつていたものと考えることが出来る。⁽²⁾ 他方、毛織物の売買のほうを考へてみると、国内市場の面においても、国外市場の面においても、おもにロンドンの Blackwell-Hall を中心として展開されてきたが、Blackwell-Hall の factor は、たんに仕入品 stock を売るだけではなく、代理商人 agent 的役割を行なうことと、羊毛の売買をも行なうことによつて、市場の面からも、原料の面からも、毛織物業に対して極度の支配力を揮つていたのである。名称的には factor と呼ばれながらも、実質的には“great mercantile capitalist agency”ともうつくまものになつていたのである。一七三九年の *Gentleman's Magazine* には、「Blackwell-Hall factor は、たゞの maker の servant にあつたが、今や maker の master となり、たんにそれだけではない、wool-merchant および draper の master ともあるようになつた」とかういふ不平が寄稿されている。であるから、地方の織元の息子や Blackwell-Hall factor になるといふことは、その当時においては、職業的な面で大きな上昇を意味したものと考へられる。⁽⁴⁾

ところで、フィッシャーは一七三二年の結婚に際して、Blackwell-Hall factor と稱しており、その後の彼のビジネスに関する経歴については、当時のロンドンの商工人名簿 London directories から知ることが出来るのであるが、彼は、単独で、あるいは兄の Walter Fisher や、その John Fisher、あるいは Nicholas Pearse と共同で、Blackwell-Hall factor の商會を經營して来たものである。しかし、彼は一七六〇年から六三年の間に、毛織物業界からまったく引退したようである。⁽⁵⁾

(1) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 514-5.

(2) Daniel Defoe, *A Tour through England and Wales*, Everyman's Library ed., 2 vols., 1959, Vol. I, p. 280. 彼の

J. de L. Mann, "A Wiltshire Family of Clothiers: George and Hester Wansey, 1683-1714", *Economic History Review*, Vol. IX, No. 2, Dec. 1956, pp. 241-53; do., "Clothiers and Weavers in Wiltshire during the Eighteenth Century", L. S. Pressnell ed., *Studies in the Industrial Revolution*, 1960, pp. 66-96; W. G. Hoskins, *Industry, Trade and People in Exeter, 1688-1800*, 1935; Hubert Fox, *Quaker Homespun: The Life of Thomas Fox of Wellington Serge Maker and Banker, 1747-1821*, 1958.

(c) Defoe, *op. cit.*, Vol. 1, p. 280.

(4) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 516; R. B. Westerfield, *Middlemen in English Business: Particularly between 1660 and 1760*, 1915, pp. 296-304; Conrad Gill, "Blackwell Hall Factors, 1795-1799", *Economic History Review*, Vol. VI, No. 3, Apr. 1954, pp. 268-81.

(5) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 516-7.

三

ところで、この時代においては、*agent*、あるいは *factor* として出発したロンドン商人が、次第に、その関係部門に金融を行なうようになり、さらに進んで金融業の領域に進入する傾向があった。いかえると、「有形的基礎 *material substratum*」をもち取引から、「価値 *value*」の取引に移行する傾向があった。⁽¹⁾ ところが、当時、ロンドンの金融市場は、たえず発展の方向をたどっており、その機構の中心は、イングランド銀行 *the Bank of England*、東インド会社 *the East India Company*、南海会社 *the South Sea Company* のいわゆる "three great *monied companies*" であり、それらの周囲において、公債、株券、保険などの市場を個人的な投機仲買人 *individual operators* が支配していた。このようなロンドン市場の発達にともなうチャンスの増大というものは、多くの企業的で富裕な商人たちを、商業活動から金融活動へ移行させたようである。⁽²⁾ 一七四〇年から一八〇〇年にかけて

て、ロンドンの大商人のうちで、その企業が成功しているにもかかわらず、金融業の周辺に、あるいはその中心に進入しなかったものは、ほとんどなかったといわれている。彼らは、*selling merchandizing* から銀行業 *banking*、あるいは仲買業 *broking* にむかい、たとえば南海会社とか、あるいは種々の保険会社の理事になったり、国債に手を出したりしたのである。⁽³⁾

フィッシャーも例外ではなく、このウィルトシャーの織元は、*Blackwell-Hall factor* に上昇し、さらに金融業者 *financier*、あるいは一般的な企業家 *general entrepreneur* に上昇したのである。すなわち、フィッシャーは、一七五四年に、その企業を中心に、南アメリカへの奴隷貿易などの商業的 *commercial* なものよりも、銀行 *bank operations* とか、株式売買 *stock-jobbing* とか、政府に対する貸付 *loans to Government* などにあつた南海会社の理事の一人になったようである。⁽⁴⁾ ただし、その理事の在職期間は極めて短かつたのであるが、*“the Sun Fire Office”* という大保険会社の理事の職には、一七三四年から六七七年に彼が死ぬまで、在職してゐたといつて可い。⁽⁵⁾

(1) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 517.

(2) Lucy S. Sutherland, "The City of London in Eighteenth-Century Politics", Richard Pares and A. J. P. Taylor ed., *Essays presented to Sir Lewis Namier*, 1959, pp. 49-50. cf. John Clapham, *The Bank of England: A History*, 2 vols., 1958, Vol. I; Lucy S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics*, 1952, Chap. II.

(3) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 518. cf. Fox, *op. cit.*, pp. 73-7.

(4) J. H. Plumb, *Sir Robert Walpole: The Making of a Statesman*, 1956, p. 295; Sutherland, "The City of London in Eighteenth-Century Politics", Pares and Taylor ed., *op. cit.*, p. 50.

四

次に、フィッシャーの地主的側面ともいふべきものが問題となるが、彼は北アメリカの South Carolina と Georgia とにプランテーションをもつていた。South Carolina にあつた "Hobcaw Barony" というプランテーションは、一三九七〇エーカーのものであつて、William Baker および Nicholas Linwood と共有してゐたものである。Georgia のほうは、一二〇〇〇エーカーのものであつて、やはり Baker と共有してゐた。そのほか、一七五一年に Berkshire の South Hill にエステートを買ったのであるが、五九年に、Governor William Watts に七七三〇ポンドで売却したようである。⁽¹⁾

ところで、Baker も、Linwood も、Watts も、フィッシャーの古くからの仲間であるが、Baker はロンドン商人で、シテイの有力者の一人であり、アメリカ駐屯軍に糧食を供給するなど、北アメリカと極めて深い利害關係をもつており、また Newcastle 公爵の經濟問題に関する主要な助言者の一人でもあつた。次に、Linwood もロンドン商人で、「陸軍との契約者 army contractor」であるとともに、Henry Fox の財政顧問であり、その追従者 protégé でもあつた。また、Fox の側近者で、有名な regimental agent である John Calcraft の追従者でもあり、一七五九年には、"the Sun Fire Office" の支配人となつたようである。そのほか、フィッシャーの友人として、非常に大きな役割をもつた人に、有名な William Watts がある。彼の名声と富とは東インドにおいて作られたのであるが、彼もまた時々 "the Sun Fire Office" と關係をもつていたようである。⁽²⁾

ちて、これらの Baker とか Linwood とか Wats とかは、すべて富裕なロンドン商人であつて、その最高の政治的願望は下院における議席であり、その社会的願望は彼らの子供たちが上流階級と結婚することによつて、通常果されるようなものであつた。⁽³⁾

さらに、フィッシャーは貴族社会とも関係をもつようになつた。というのは、Henry Pelham の養子で、Newcastle 公爵のおいにあたる Lincoln 伯爵、あるいは Rutland 公爵の息子であり、Lincoln 伯爵夫人のいとこで、有名な將軍でもある Granby 侯爵と友たちになつたといふことである。これらの人々は、これからのべるように、フィッシャーのあらゆる社会的地位や社会的諸關係に大きな影響をあたえたのである。⁽⁴⁾

ところで、フィッシャーの政治上の経歴は、一七五四年に、ウィルトシャーの Malmesbury から選出されたことに始まるのであるが、この選挙において、彼は Fox から決定的な援助をうけたのである。しかしながら、一七六一年の総選挙には、Malmesbury から立候補しないで、「Fox 氏によつて議会から追放された人」として、Newcastle 公爵の援助をうけて、ヨークシャーの Boroughbridge から選出されている。

それでは、なぜ、このような変化が起つたのであるか。この理由は、なまにのべた Lincoln 伯爵とフィッシャーとの親交からも考えられるが、一八世紀においては、政治はビジネスと非常に密接にからみ合つていたので、この問題をとくためには、政治とビジネスとを連関させて考えていく必要があると思ふ。⁽⁵⁾

(1) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 518-9, 522-3.

(2) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 519-21; Namier, *Structure of Politics*, p. 27 n. 5.

(3) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 524; Sutherland, "The City of London in Eighteenth-Century Politics", *Paras and Taylor ed., op. cit.*, pp. 49-53. 200 201 cf. Conrad Gill, *Merchants and Mariners of the 18th Century*, 1961.

(4) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 521-22.

(5) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 523, 527, 529-32.

五

ところで、フィッシャーのビジネスは二つの部門に分かれていて、第一は陸軍大臣 Secretary-at-War (1746-55) であり、その後陸軍の主計総監 Paymaster-General of the Forces (1757-65) となった Henry Fox、あるいは Fox と密接な関係をもち、当時最も有名な regimental agent となった John Calcraft、および Granby 侯爵の線を通じての「陸軍への被服の供給に関する契約 clothing contracts for the army」である。第二は、Watts、およびそのグループを通じての、インドに対する織物の輸出であったが、⁽²⁾ さきののべた問題をより具体的に考えるために、フィッシャーのビジネスの第一の部門、特に、一七五六年頃のジブラルタルの守備隊に対する契約、いわゆる "Gibraltar-contract" の問題に焦点を置いて考えてみよう。

まず、"Gibraltar-contract" の内容であるが、当時、「政府との契約」は、大蔵省 the Treasury Board と直接関係あるものと、陸軍・海軍・軍需品部 the Board of Ordnance などとそれぞれ結ばれるもの、二つの部門に大別することができる。第一の部門には、① 海外に駐屯している陸軍に糧食を供給する victualling ために結ばれるもの、② 国内のキャンプのパン・木材・馬糧などの支給に関係あるもの、③ 金融的なもので、海外に駐屯している陸軍に必要とされる俸給などの送金 remittance に関連のあるもの、④ 国庫証券 Exchequer Bills の流通について、イングランド銀行と結ばれるもの、という四つの種類の契約があった。⁽³⁾ 他方、第二の部門のうちで、特にここで問題になるものは、陸軍への被服の供給 clothing に関係ある契約である。当時、イギリス陸軍の最大の

編制單位ともいふべき連隊 *regiment* は、いまだ「私的財産 *private property*」、あるいは「私人による投資対象 *investment by private individuals*」という性格をいくらか残していた。⁽⁵⁾したがって、連隊長 *Colonel* は、各自、主計總監から与えられた一定の費用、すなわち兵士一人につき一日二ペンスのいわゆる「源泉徴収 *off-reckonings*」でもって、その連隊のための被服を、私的な契約 *private contract* を用いて支給した。ただし、この場合、*the Board of General Officers* の承認をえることが必要であったが、最終的には、その管理は大部分、各連隊の編制定員 *Establishments* などの予算について権限をもっていた陸軍大臣と各連隊長の事務官である *regimental agent* とが連絡して、行なつた。⁽⁶⁾

もちろん、フィッシャーにとって、「被服の供給」が主要部門^{メインセクター}であったことはいうまでもない。しかし、当時の困難な交通事情の下においては、海外取引は、「取扱品についての専門化」よりも「取引地域についての専門化」という傾向にあった。フィッシャーもジブラルタルの守備隊への被服の供給を行なつていた以上、これらの連隊への「糧食の供給」や「俸給の支払い *paying*」を行なおうとするのは当然である。しかも、フィッシャーはかなりの量の織物をポルトガル、スペイン、あるいはその植民地に売っていたので、それらの国々において手持ち金^{カッシュ}をもっていた。そのうえ、当時の送金コストは非常に高く、手数料が、平時においては、すべての金額の一・五パーセントから二パーセント、戦時においては、そのうちにかかなりの保険料を含んでいたが五パーセントから一五パーセントであったので、これらの手持ち金を利用した利益追求を行なうのは当然である。結局、フィッシャーはジブラルタルにおいて「*general army contracts*」を獲得しようとしたのである。ただし、ここでは特に、各連隊への「糧食の供給」についての契約が、紛料の対象になつたようである。⁽⁷⁾

ところで、当時、イギリスは、地中海貿易の防衛上、重要な拠点であるミノルカ島およびジブラルタルに、ジブラルタル総督 Thomas Powke 将軍を総指揮官として、各々四個連隊の守備隊をもっていた。たまたま、ミノルカ島は、七年戦争のぼつ発とともに、一七五六年の四月下旬、Richelieu 公爵の率いる一六〇〇のフランス軍によって上陸された。ミノルカ島副総督 William Blakeney 将軍は、八四才のヴェテランであったが、不十分な防衛態勢の中で、七〇日間も抗戦した。しかし、六月の終わりに、ついに降服し、St. Philip の要塞は、「熟しすぎたすもも」のように、Richelieu 公爵の手に落ちた。ただし、公爵は、「ミノルカ島の守備隊の将兵を捕虜にしないで、彼らが武装のまままで、ジブラルタルに移ることを許す」という降服条件を認めたのである。以上が、ジブラルタルを中心とする当時の状況であった。⁽⁸⁾

一方、これらの守備隊に対する契約は、概略的にいって、ミノルカ島のほうは、ポルトガル貿易の商人である John Bristow⁽⁹⁾ と、フィッシャーがもっており、ジブラルタルのほうは、Robert Walpole のおいである Thomas Walpole⁽¹⁰⁾ と Thomas Fonnerneau, Zachary Fonnerneau の兄弟⁽¹¹⁾ および Merrick Burrell⁽¹²⁾ という四人の有力なロンドン商人がもっていたのである。これよりさき、ミノルカ島の契約については、以前からその権利をもっていた一人である Peter Burrell (I) が死亡したので、継承問題が起こり、その息子の Peter Burrell (II) が一七五六年四月十六日に、Newcastle 公爵に父のあとをつぐことを請願して、「私は、父がもっていた契約が与えられるといわれている人について、うわさを聞いているけれども、私は父のあとを継ぐことを再びお願いしたいと思う。そのうわさのジェントルマンが、どれほど大きな功績をもっているとしても、それほど多くの利益を彼に与えるのが当然であると、私は思わないのである。というのは、私は、彼がすでに陸軍に被服を供給しているということを、

知っているからである。しかし、ロンドン・シティにおいては、息子が父のあとを継ぐことに反対するものはないであろうと、私は明言することができる」という書簡を送ったのであるが、結局、Lincoln 伯爵の要求によって、フィッシャーが獲得したのである。⁽¹³⁾

さて、ジブラルタルの契約の問題であるが、さきにものべたように、ミノルカ島の陥落、その結果としてのジブラルタルへの四個連隊の移動にともなつて、フィッシャーも、Bristow も、ジブラルタルの契約に加わる可能性がでてきたので、Walpole は「大いに当惑」し、Walpole の父 Horace Walpole (“Old Horatio”) と有力な国際的金融業者である義父 Joshua Vanneck とが、Newcastle に対して、共同で圧力をかけるにいたつたのである。特に、五六年八月九日に、Vanneck から Newcastle へ送られた書簡は、一八世紀の政治とビジネスとの結節点^{イェンケルツキ}を解明するものとして、極めて興味のあるものである。この中で、Vanneck は、次のようにのべている。すなわち、

「Walpole 氏は、閣下の弟である故 Pelham 氏によつて、ジブラルタルの契約という恩顧 favour を与えられたが、そのかわり、サフォークの Sudbury において非常に費用のかかる選挙に乗り出さざるをえなかつた。したがつて、Walpole 氏は、その契約によつて、まだその選挙費用すらほとんど返済していない。それにもかかわらず、閣下は、その契約によつて、Walpole 氏が利益をえることができる最初の機会において、さらに二人のパートナーの推薦を認めようとしてされている。それらの Bristow 氏も、フィッシャー氏も、政府 Government からすでに恩顧を与えられている。Bristow 氏はミノルカ島における契約を失つたけれども、ジブラルタルにおける契約からえる利益についてはパートナーがないので、ジブラルタルの守備隊の増加は、氏にとって、ミノルカ島の損失を償つて

あまりあるであらうことはあきらかである。けれども、この損失は当然氏にこのたびの契約を与える動機になるものであると、私は思っている。他方、フィッシャー氏の場合はどうかという、氏が Walpole 氏や Fonnereau 氏から最近大きな恩義をうけている人であるにもかかわらず、両氏をぎせいにしてまで恩顧を求めるということは、両氏にとっては意外なことであると、腹だたしいことでもある。また、Bristol 氏がそれほど根柢のない要求をおすために、Walpole 氏らとの以前からの親しい関係をたち切ってしまうであろうとは、私には考えられない。

……閣下の内閣 administration を支持するものの熱意から、私は、閣下に、このたびの問題によってシティにおいて起こりつつある不平について、申し上げないわけにはいかないのである。というのは、多くの損失を与えられているにもかかわらず、立派に自分たちによせられた信頼にこたえているジェントルマンたちも、このたびのように、公の契約に、ともに関係するにはそのやり方があまりにもみえすいている人々から、攻撃をうけては、じつと黙ってはいないだろうと思うからである。そのやり方がそのまま行なわれるならば、すべての関係者の共同責任であるが、現在この契約に関係している四人のジェントルマンたちは、そのやり方にこぞって反対しているのである。もし閣下が、この四人の他に依存しない社会的地位をもった下院議員 gentlemen Members [of Parliament] of independent fortunes、およびその親類や友人の希望をきき入れず、その推薦を認められるならば、この重大な時期にもかかわらず、シティにおいて起こるかもしれない不穏な形勢を、閣下は十分に考えていられることと思ふ」とのべている。⁽¹⁴⁾

この当時、Newcastle は、ミノルカ島の陥落のため、苦しい状態におかれていたのであるが、このような露骨な

威嚇にも屈せず、「Walpole 一門の利害關係に對して、ほとんど無関心な態度」を示し、Vanneck に「ジブラルタルの契約をめぐる不幸な出来事については、むしろ私のほうが多く不平をいたいくらいである」と簡単に返答した。⁽¹⁵⁾しかし、十月十日付けの大法官 Lord Chancellor である Hardwicke 伯爵への書簡において、この問題に對する彼の見解を、次のように詳しくのべている。すなわち、

「Lord Walpole の要求は、たいそう卑劣で、無法で、かゝり不当なものである。また、それを支持する Vanneck 氏の態度もたいそう横柄で、言語同断である。令息の Walpole 氏とこのジブラルタルの契約において仲間であり、シティの有力者でもある Zachary Fonnerau 氏や Merrick Burrell 氏ですが、Walpole 氏とその二人の父たちの行動を恥ずかしく思っている。それで、両氏は私に極めてもったもな提案を行ない、Walpole 氏をもそれに賛成せしめるといっているのである。……公平といふことからいえば、私の弟は、四つの連隊は四人の下院議員、すなわち、Fonnerau 兄弟、Merrick Burrell 氏、そして Walpole 氏にとって十分であると考えていたのである。一方、兄の Burrell 氏と Bristow 氏は、シノルカ島の Port Mahon において、四つの連隊に關係をもっていたが、その後 Burrell 氏は死んだのである。そしてプライス・フィッシャー氏が、Burrell 氏のおとをついでいるのは、私のおと Lord Lincoln の真剣なたのみによるものである。しかし、Lord Lincoln と私の關係を考えると、それは決して過大な恩顧ではない。今や、Port Mahon は占領され、四つの連隊が、ジブラルタルの四つの連隊に加えられている。『国民的不幸 national misfortune』によつて、Port Mahon に駐屯していた四つの連隊を失った人々が、それらの四つの連隊、あるいはそれらに匹敵するものが、ジブラルタルに移される時、以前からそこにあった四つの連隊に對する契約の利益に少しも影響を与えないならば、それらの移された連隊

に対する契約をえるのは当然ではなからうか。そして、私の弟が四つの連隊は四人のジェントルマンにとって十分であると考えていたとするならば、私が、Port Mahonの陥落によって利益をあきらめねばならなかった二人のジェントルマンに、それにかわる利益を与えることはよくないことだろうか。“Old Horatio”の行為には卑劣で、あくらつな策略があり、フィッシャー氏の不評ばんな面をうまく利用しようとしている。……フィッシャー氏に対する一連の行為には、少しも正当な根拠はないと私は信じる」とのべている。⁽¹⁶⁾

これに対して、Lord Hardwickeは十月十一日付けのNewcastleへの書簡にあらわして、「Bristow氏もフィッシャー氏も、古くからの契約者の手から、『糧食やその他の生活必需品を供給すること]についての増加分 surplus provisions』をえようとしている。しかし彼らはそのことに期待をかけるべきではない。というのは、彼らは、古くからの契約者の承諾がないならば、それらの権利をもつことができないからである」と答えている。⁽¹⁷⁾

他方、Bristowすら、はじめはフィッシャーにジブラルタルの契約を許すことに異議をもっていた。しかしようやく、Newcastleの半強制的説得によって、「多くの悲しみと、ちゅうちゅと、そして懸念の後」フィッシャーと、ジブラルタルの契約に、ともに加わることに同意せざるをえなかったというのが実情であった。⁽¹⁸⁾

しかし、結局、“Gibraltar contract”の問題は、十月十四日の日付けのあるフィッシャーの覚書が示しているように、「新しく加えられた連隊の各々について、二〇〇ポンドを自分に支払うという Burrell および Fomereau からの申し込みを拒絶した。しかし、私は、新しく増強された連隊と古くからの連隊とを一つにし、その全体の五分の一を取るつもりでいる」というような妥協的な結果に終わったのである。⁽¹⁹⁾

このようにして、フィッシャーはNewcastleの庇護により、ジブラルタルの守備隊との契約をえたのである。

その結果、彼は、一七五六年十月 Fox が Secretary of State を辞任し、Newcastle と絶交した後も、終始 Newcastle 派に属し、一七六一年の総選挙には、Lincoln 伯爵の特別の配慮によって、公爵の地盤であるヨークシャーの Boroughbridge から選出された。そして、公爵が野に下った一七六二年以降も、「発言 voice によってではなく、投票 vote によってではあるが」、「Opposition Whigs」として、公爵の最も献身的な議員となるのである。⁽²⁰⁾

しかし一方、このことは、Fox 派に属する彼の古くからの後援者たちに、悪感情をもたらしたのは当然である。一七五七年一月、フィッシャーが、北アメリカ、あるいはアイルランドの駐屯軍に被服を供給する契約を獲得しようとした。その時、Fox の側近者で、有力な regimental agent である John Calcraft は、アイルランド駐屯の Whitelock 陸軍少佐に、フィッシャーに対する怒りの感情を露骨に示した次のような書簡を送ったのである。すなわち、

「私には、推薦する毛織物業者はいない……。というのは、フィッシャーは、下院に議席をもっているが、困難な事態において、私たちに忠実ではなかったからである。私は彼を友だちとしては好きであるが、彼が私たちの党派を裏切った以上は、政治と密接な関係をもっている私としては、怒らないわけにはいかない。実際、フィッシャーを含めて、Fox の尽力で私を利用してゐる人たちが、私にとっても第一の親友である彼を支持しなくなったのは、私には憤慨にたえないところである」とのべた。⁽²¹⁾

とはいうものの、フィッシャーは、一七五六年以降も当分の間、有力なコネクションを利用しながら、陸軍に対する契約をもちつづけることができたようである。⁽²²⁾しかし、彼と対立関係にあった Vanneck, Bristow, Burrell な

どが指導者であった金融界のレギュラー・メンバーにははいることができず、ちぎにものべたように南海会社の理事の期間は極めて短かく、また、政府が激しい金融危機に直面した一七五九年の終わりにおける八〇〇万ポンドの国債募集に、フィッシャーは結局加わることができなかったのである。(23)

- (1) Lucy S. Sutherland and J. Binney, "Henry Fox as Paymaster General of the Forces", *English Historical Review*, Vol. LXX, No. 275, Apr. 1955, pp. 229-57.
- (2) Namier, *Structure of Politics*, p. 27 n. 5; N. S. Jucker ed., *The Jenkinson Papers, 1760-1766*, 1949, pp. 89 n. 2, 228 n. 2; J. S. Watson, *The Reign of George III, 1760-1815* (Vol. XII of *The Oxford History of England*), 1960, p. 65 n. 5.
- (3) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 523.
- (4) Binney, *op. cit.*, pp. 127-8, 150-9, 176-8, 231.
- (5) S. G. P. Ward, *Wellington's Headquarters: A Study of the Administrative Problems in the Peninsula, 1809-1814*, 1957, pp. 3-4; A. S. Turberville ed., *Johnson's England*, 2 vols., 1933, Vol. I, pp. 66-7; Basil Williams, *The Whig Supremacy, 1714-60* (Vol. XI of *The Oxford History of England*), 1952, p. 206; Eric William Sheppard, *A Short History of the British Army*, 4th ed., 1950, pp. 475-6.
- (6) Ward, *op. cit.*, pp. 8, 12, 78-9, 90 n. 2; Binney, *op. cit.*, p. 152; Major R. M. Barnes, *A History of the Regiments and Uniforms of the British Army*, 1957, p. 38; Colonel H. de Watterville, *The British Soldier: His Daily Life from Tudor to Modern Times*, 1954, pp. 57-8; Turberville ed., *op. cit.*, p. 78, 434; the Board of General Officers and the 'Rex Whitworth, Field Marshal Lord Ligomier: A Story of the British Army, 1702-1770', 1958, pp. 183-4; Horn and Rasome ed., *op. cit.*, General Introduction, p. 7, 405; cf. J. Laver, *British Military Uniforms* (The King Penguin Books), 1948.
- (7) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 523-4, 527; Jucker ed., *op. cit.*, p. 111 n. 4. 米田の『英領の歴史』(1957) cf. Binney, *op. cit.*, pp. 177-8; Namier, *Structure of Politics*, p. 47 n. 1; Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 524 n. 1.

- (∞) Whitworth, *op. cit.*, pp. 32, 36, 208-9; Barnes, *op. cit.*, pp. 59-60; O. A. Sherrard, *Lord Chatham: Pitt and the Seven Years' War*, 1955, pp. 105, 112-4, 116-8; Williams, *op. cit.*, p. 331; Z. E. Rashed, *The Peace of Paris, 1763*, 1951, pp. 6, 8; *The Dictionary of National Biography*, 1949-50, Vol. II, pp. 648-9. ㄋㄴㄴㄴ Horn and Rasome ed., *op. cit.*, pp. 855-61.
- (㉑) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 525 n. 2.
- (㉒) Jucker ed., *op. cit.*, p. 111 n. 4.
- (㉓) *ibid.*, p. 115 n. 2; Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 525 n. 3.
- (㉔) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 562 n. 3.
- (㉕) Namier, *Structure of Politics*, p. 49; Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 524.
- (㉖) Namier, *Structure of Politics*, pp. 49-50; Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 524-6.
- (㉗) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 526.
- (㉘) Namier, *Structure of Politics*, p. 49; Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 526.
- (㉙) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 526-7.
- (㉚) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 527.
- (㉛) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 527.
- (㉜) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 523, 527, 529-32.
- (㉝) Namier, "Brice Fisher, M. P.", p. 527.
- (㉞) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 527-8.
- (㉟) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 518, 528. ㄋㄴㄴㄴ cf. Namier, *Structure of Politics*, pp. 53-6.

六

以上、フィッシャーの経歴をたどりながら、社会的・職業的上昇の過程、特に「政府(陸軍)との契約者 Government

(*army contractor*)としての彼と政治との関係を一へつしたが、要約すると次のように考えることができると思つ。まず、多くの留保されねばならない問題点があるが、ゾンバルトも主張しているように、産業革命前夜においては、一方では、国債を引き上げるとか、同盟国へ戦費補助金を送るとか、外国や植民地に駐屯している軍隊のための送金を行なうということ、他方では、陸海軍の被服・兵器・糧食を供給することは、その他の“*private trade*”において容易にできることができないような資本の蓄積を可能ならしめたのであると考えることができる。したがって、外国むけの商人の多くは、熱心に「世界のあらゆる地域 *palm and pine*」にわたって、「政府(陸軍)との契約」を求め、軍隊の倉庫やパンをはこぶ大形の荷馬車 *army magazines and bread waggons* によって富を作り、偉大な家柄の基礎を作ったのである。⁽¹⁾

要するに、デフォーの言葉をかりるならば、「商人の中で、いかにより多くの人々が、戦争にとまなう諸条件によって、はく大な財産を所有するようになったことであろうか。陸海軍の被服を供給すること *clothing*、俸給を支払うこと *paying*、糧食を供給すること *victalling*、生活必需品を準備するようないくこと *furnishing* によって」といふことができると思つ。⁽²⁾

そして、これが私ののべようと思つた中心の問題なのであるが、「一八世紀においては、個人的な関係や恩顧 *personal relations and patronage* が、このよつな“*public bodies*”とのビジネスにおいて、重要で、まったく決定的なファクターであったのである」。いかかえると、当時においては、「政府との契約」は、「*patron* と *client*」の関係の中から、えられたのであつて、「*Government contract*」と「*Government favour*」とは同じ意味をもつていたといふことができるのである。⁽³⁾

少し視角をかえて考えると、一七六一年の下院（議員総数五五八人）における商人の数は五〇人であったが、そのうち少なくとも三七人までが「政府との契約者」であったことは確実である。⁽⁴⁾ また、一七六二年から六四年における「海外に勤務する陛下の軍隊に糧食を供給し、俸給を送金することに関する若干の契約の状態 *State of the several subsisting contracts for supplying His Majesty's forces abroad with provisions and for the remittance of their pay*」を示す文書などによる⁽⁵⁾、一五人の契約者のうち一人、二人のうち一人が下院議員であった。⁽⁶⁾ そしてその後、一七八二年に“22 Geo. III, C. 45.”として、いわゆる“Clerke's Act”が議會を通過し、「今後将来、どのような政府との契約にも、下院議員はすべて関係をもつことができない。したがってまた、（特許貿易会社の株主・役員としてのほか）その契約についての関係者は、下院に選挙されることができない」ということが規定された。⁽⁶⁾ 以上のようなことから、ネイミア教授ものべていることであるが、「政府との契約は、一般に下院における議席といっしょに保有されていた」とまでいえるのである。⁽⁷⁾

しかしながらももちろん、「政府との契約」と「下院議員の地位 membership of the House of Commons」との関係をおもりに過大視することは危険であると思われる。契約が「政治的目的 political ends in view」をもって、限られた人々に与えられているという当時の野党やその支持者たちの非難が、どこまで正しいか、いまだ疑問の余地がある。というのは、一八世紀の財力や觀念からみて、きわめてばく大な金額が調達されねばならなかった国債の引き上げにおいて、あるいは手数料の少しの割引すら非常に重要であった送金において、また海外に駐屯している軍隊のために正確に履行されることが絶対的に必要であった糧食・被服などの供給において、しかも特に戦時には、「公の利益 public interest が議會に対する考慮 parliamentary considerations よりも軽視され

ることではできなかったし、効率 *efficiency* が政治のための計算 *political calculations* によってぎせいにされることもなかった」と考えられるからである。このように、「政府との契約の排他的な性格 *closed nature*」については、善意の解釈も可能なわけである。⁽⁸⁾

そうではあるが、最大の商人や金融業者のみが、社会的上昇を目的として、下院において議席を求め、そしてそれらを最もよく獲得することができた。また、彼らのみが最も重要な契約を引きつけることも、与えられることもできた。したがって、「政治・議会に対する考慮」の問題はさておいても、それらの商人や金融業者が下院議員であり、かつ政府との契約者でもあるという結果になったのは当然である。しかも、わりあいに重要でない契約ですら、「政治上の有力者による推薦 *political recommendations*」が必要とされるような当時においては、与えられた条件がはなはだしく相違しないかぎり、下院議員がはるかにより多く機会をもっていた。ここに、契約をえようとす商人が下院議員になろうとところみた理由の一つがあると考えられるのである。⁽⁹⁾ そのうえ、「一方、利益にまざる名譽であるバロネットの爵位 *baronetage* は、下院における功勞によってえられねばならなかったのである」⁽¹⁰⁾。したがって、「野望をもった商人にとっては、政治こそ、より大きな富への手段と社会的上昇への道とを準備するものであった」⁽¹¹⁾といふことができると思う。

- (1) W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, 6. Aufl., 2Bde., 1924, Bd. I, S. 342-61; 岡崎次郎訳、第一巻・第二冊(昭和十八年、生活社) 四八二ページ、四九八―五二五ページ。Nanier, *Structure of Politics*, pp. 45-7; Sutherland, "The City of London in Eighteenth-Century Politics", *Pares and Taylor ed., op. cit.*, pp. 501-11. マックス・ウェバーの見解に対して、マックス・ウェバーは批判的態度を示している(Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte: Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1923, S. 264-6; 黒田・青山訳、下巻(昭和十六年

岩波) 一六三—一五〇頁。J. U. Nef, *War and Human Progress: An Essay on the Rise of Industrial Civilization*, 1952, pp. 65 ff., 101-2, 202 ff.; J. U. ネフ著・宮本文次他訳『工業文明の誕生と現代世界』(昭三八年‘未来社’) 一〇五—一一〇頁)。

- (2) Daniel Defoe, *The Complete English Tradesman*, 2 vols., 1745, Vol. I, p. 319 (1726 ed., pp. 377-8).
- (3) Namier, "Brice Fisher, M. P.", pp. 523-4.
- (4) Namier, *Structure of Politics*, pp. 48-9.
- (5) *ibid.*, p. 51-2.
- (6) Ian R. Christie, *Wilkes, Wyvill, and Reform, 1760-1785*, 1962, pp. 68-9, 95, 142, 152, Appendix B; do., *The End of North's Ministry, 1780-82*, 1958, pp. 26-9, 350; Binney, *op. cit.*, p. 179.
- (7) Namier, *Structure of Politics*, p. 47.
- (8) *ibid.*, pp. 47-8; Binney, *op. cit.*, pp. 177-8.
- (9) Namier, *Structure of Politics*, p. 48 and n. 3.
- (10) *ibid.*, p. 47.
- (11) W. E. Minchinton, "The Merchants in England in the Eighteenth Century", *The Entrepreneur: Papers presented at the Annual Conference of the Economic History Society at Cambridge, England, Apr. 1957*, pp. 26-7.